平成２５年（フ）第６３号
鳥取県西伯郡伯耆町吉定18番地
債務者　光岡信二郎
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第５６６号
広島県東広島市高屋町杵原1336番地１
債務者　向井山茂雄
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５６４号
広島市南区向洋本町１番15―31号　102
債務者　セキ建設こと　関　　雅行
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６３３号
広島市安佐南区東野１丁目14番22―５号
債務者　硲　　優美
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６９９号
広島県大竹市白石１丁目12番３の302号　市営白石３号アパート
債務者　松田　玉枝
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７２８号
広島市安佐南区東原１丁目21番４―409号
債務者　中村麻莉子
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８３号
山口県下関市王司上町１丁目６番４―202号県営住宅４棟、前住所山口県下関市小月本町２丁目４番１号
債務者　山下　順次
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第８４号
山口県下関市王司上町１丁目６番４―202号県営住宅４棟、前住所山口県下関市小月本町２丁目４番１号
債務者　山下　加代
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第９８号
山口県下関市新地町１番20―506号　市営新地住宅２
債務者　本藤　啓子
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１０７号
山口県下関市彦島角倉町３丁目14番２―303号　県営住宅第２角倉団地
債務者　萬　　美佳
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第２８号
徳島県那賀郡那賀町雄字小谷106番地
債務者　谷﨑　八重
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第２９号
徳島県阿南市領家町長田480番地26サンヴィレッジ202号室
債務者　宮本ひろえ
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第８６号
愛媛県新居浜市東雲町２丁目６番60号、前住所愛媛県新居浜市桜木町13番31号
債務者　西村　　大
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第８７号
愛媛県新居浜市東雲町２丁目６番60号、前住所愛媛県新居浜市桜木町13番31号
債務者　西村　明美（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第８９号
愛媛県新居浜市徳常町４番16―106号、前住所三重県松阪市嬉野中川新町２丁目186番地パールハウス203号
債務者　上野　美香
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第３０号
福岡県八女市黒木町今39番地１　伊豫アパート５号室
債務者　藤　　寿隆
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第１０１号
宮崎県延岡市野地町６丁目5315番地　市営住宅４―１―１―12
債務者　谷川　文宏
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
宮崎地方裁判所延岡支部